

指定訪問介護重要事項説明書

〔 令和 7 年 4 月現在 〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社介護センターみぶな
代表者役職・氏名	代表取締役 及川 當江
本社所在地・電話番号	埼玉県児玉郡上里町三町 8 3 5 - 1 0495-35-3315
法人設立年月日	平成18年7月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	介護センター みぶな
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号 1 1 7 4 2 0 0 8 4 8)
所在地	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町 8 3 5 - 1
電話番号	0495-35-3315
F A X 番号	0495-35-3316
通常の事業の実施地域	上里町、本庄市、神川町、美里町

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時から午後17時まで（窓口） 24時間（在宅介護）

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 人

サービス 提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常 勤 1人 非常勤 1人
訪問介護員	・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	非常勤 5人

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 （排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等）
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 （調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理）

4 利用料、その他の費用の額

（1）訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.00円（その他）

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	1,630円	163円	323円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	820円 を加算	82円 を加算	164円 を加算	246円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		650円 を加算	65円 を加算	130円 を加算	195円 を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

サービス 区分	利用 対象者	回数及び 内容等	単位数 (1単位=10 円)	報酬額 (10割)	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
訪問型 サービス (標準的な サービス)	事業対象者 要支援1 要支援2	1回あたり	287単位/ 回	2,870円/ 回	287円/ 回	574円/ 回	861円/ 回
		週1回程度	1,176単位 /月	11,760円 /月	1,176円 /月	2,352円 /月	3,528円 /月
		週2回程度	2,349単位 /月	23,490円 /月	2,349円 /月	4,698円 /月	7,047円 /月
		週2回を超える 程度	3,727単位 /月	37,270円 /月	3,727円 /月	7,454円 /月	11,181円 /月
訪問型 サービス (生活援助)	事業対象者 要支援1 要支援2	20～45分未満の生 活援助	179単位	1,790円/ 回	179円/ 回	358円/ 回	537円/ 回
		45分以上の 生活援助	220単位	2,200円/ 回	220円/ 回	440円/ 回	660円/ 回
訪問型 サービス (短時間利用)	事業対象者 要支援1 要支援2	短時間の 身体介護	163単位/回 月に 22回まで	1,630円/ 回	163円/ 回	326円/ 回	489円/ 回

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.00 円（その他）

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,000円	200円	400円	600円

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.00 円（その他）

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2割	3割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ（新加算）	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのすべてに適合し、職場環境要件及び見える化要件を満たす場合 加算額の2/3以上を職員のベースアップ等に使用する場合	1 月につき 総単位数の 22.4 %			

（２）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートル当たり 20 円を請求します。

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。
ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の10%の額
御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の25%の額

(4) その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- イ 請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
(振込手数料はお客様負担でお願いします。)
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください
(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6 サービスの利用中止

災害時の時には状況判断により訪問日の変更及び中止する場合があります。
自然災害等（地震、台風、大雨、洪水、降雪等）
交通災害等（道路の破損、工事等）

7 サービスの終了

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合。
サービスを終了する希望日の1週間前までに、文書でお知らせ下さい。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合。
人員不足等やむを得ない事情でサービスの提供を終了させていただく場合があります。
この場合、1ヶ月前までに文章でお知らせします。

- (3) 自動終了
- ア 利用者が、介護保険施設等に入所（入院）した場合。
 - イ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
 - ウ 利用者が死亡した場合。
- (4) 利用者が文書通知により、即座にサービスを終了することができる場合。
- ア 等事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - イ 等事業所が、守秘義務に違反した場合。
 - ウ 等事業所が利用者や家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - エ 当社が破産した場合。
- (5) 当事業所が文書通知をすることにより即座にサービスを終了することができる場合。
- ア 利用料金の支払いが3ヶ月以上滞納し、その警告をしたにもかかわらず、15日以内に料金が支払われない場合。
 - イ 利用者や家族が等事業所の従業員に対し、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン（株） 保 険 名：賠償責任保険（ウォームハート）
--

11 サービス提供に関する相談、苦情

（１）苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

【手順】

1. 苦情発生
2. 管理者及びサービス提供責任者が当該担当訪問介護員へ状況、事実確認
3. 処遇、処理について上長及び関係機関、必要に応じ市区町村へ報告し、利用者およびその家族へ再発防止策の説明とともに謝罪
4. 検討の結果、翌日までには具体的な対応をする
(利用者に謝罪訪問するなど)
5. 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる

（２）苦情相談窓口

苦 情 相 談 受 付 担 当	向井 知美
苦 情 解 決 責 任 者	管理者 及川 當江
電 話 番 号	0 4 9 5 - 3 5 - 3 3 1 5
受 付 時 間	午前8時から午後5時まで 月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

上里町役場高齢者いきいき課	0 4 9 5 - 3 5 - 1 2 4 3
本庄市役所高齢者福祉課	0 4 9 5 - 2 5 - 1 1 2 7
神川町役場 保険健康課	0 4 9 5 - 7 7 - 2 1 1 3
美里町役場 介護福祉課	0 4 9 5 - 7 6 - 1 3 6 6
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8 (苦情相談専用)

12 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☒ 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

13 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。